

福井県報

第 263 号
令和 5 年
9月5日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

- 有害な興行の指定(三六二・県民安全課)……………一
- 生活保護法の規定による指定介護機関の変更(三六三・地域福祉課)……………一
- 農業用ため池の管理及び保全に関する法律の規定による特定農業用ため池の指定および指定の解除(三六四・農地保全整備課)……………二

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(原子力環境監視センター)……………二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(同)……………三
- 令和五年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級および単一等級)の実施(労働政策課)……………三
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課)……………六
- 土地改良区の役員の退任(坂井農林総合事務所)……………七
- 土地改良区の役員の就任(同)……………七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(二件・警察本部会計課)……………八

教育委員会規則

※福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則(八・高校教育課)……………九

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出(九八)……………一七
- 政治団体の届出事項の異動に係る届出(九九)……………一七
- 政治団体の解散の届出(一〇〇)……………一八
- 資金管理団体の指定の届出(一〇一)……………一九

公安委員会告示

○警備員指導教育責任者講習の実施(二〇一・生活安全企画課)……………一九

告示

福井県告示第362号

福井県青少年愛護条例(昭和39年福井県条例第15号)第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和5年8月28日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	悪い子パピー (原題) BAD BOY BUBBY	コピアボア・フィルム (オーストラリア、イタリヤ)

福井県告示第363号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関 番号	サービスの種類	変更事項	旧	新	名称	変更年月日
1871700348	介護 通所介護 介護予防通所介護 第一号通所事業	名称	デイサービスセンター こもれびの郷	JA福井県デイサービス センター こもれびの郷	JA福井県デイサービスセンタ ーこもれびの郷	令和5年4月1日

福井県告示第364号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項および第5項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の指定および指定解除したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

番号	特定農業用 ため池名称	所在地	指定年月日	指定・指定 解除の別
53	加茂	小浜市加茂	令和5年6月5日	指定解除
60	中の谷	小浜市飯盛（法海）	令和5年6月5日	指定解除
366	旧溜	鯖江市西大井町	令和5年7月24日	指定
367	吉野塚第2	吉田郡永平寺町松岡吉野塚	令和5年7月11日	指定
291	(仮) 桜谷新	丹生郡越前町桜谷	令和4年11月11日	指定解除

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る物品の名称および数量
環境放射線監視カメラシステムハードウェア更新事業（物品調達・保守対応）
一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県原子力環境監視センター
福井県敦賀市吉河37号1番地
- 落札者を決定した日

- 令和5年7月11日
- 4 落札者の氏名および住所
株式会社日立製作所福井支店
福井県福井市大手3丁目7-1
- 5 落札金額
159,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和5年5月23日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月5日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 随意契約に係る物品の名称および数量
環境放射線監視テレメータシステムハードウェア更新事業(システム構築・運用保守)一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県原子力環境監視センター
福井県敦賀市吉河37号1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年6月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所
株式会社日立製作所福井支店
福井県福井市大手3丁目7-1
- 5 随意契約に係る契約金額
359,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号に該当するため。

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、令和5年度後期技能検定(特級、1級、2級、3級および単一等級)を実施するので、職業能

力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

1 等級ごとの実施検定職種

(1) 特級

特級の検定職種のうち後期(令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。以下同じ。)に実施するものは、次のとおりとする。

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形およびバン製造

(2) 1級および2級

1級および2級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受検者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法およびロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業およびロータリー式さく井工事作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
機械検査	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
油圧装置調整	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
帆布製品製造	なし	なし
菓子製造	和菓子製造法	和菓子製造作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業および鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	塩化ビニルシート防水施工法および改質アスファルトシート工法防水施工法	塩化ビニルシート防水工事作業および改質アスファルトシート工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
カーテソノール施工	なし	なし
ガラス施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図CAD作業
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業
工業包装	なし	なし

(3) 3級

3級の検定職種のうち後期に実施するものは、次の表の左欄に掲げるものとし、当該検定職種ごとの学科試験または実技試験の科目のうち受験者が選択するものは、それぞれ同表の中欄または右欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし

配管	建築配管施工法	建築配管作業
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
機械・プラント製図	なし	機械製図CAD作業

(4) 単一等級
単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは、次のとおりとする。

バルコニー施工

2 試験科目

実技試験および学科試験

3 手数料、実施期日および実施場所等

(1) 手数料

実技試験および学科試験とも福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)で定める金額とする。

(2) 実施期日

ア 実技試験

令和5年12月4日(月)から令和6年2月11日(日)までの間において、別に福井県職業能力開発協会(以下「開発協会」という。)が指定する日に実施する。

イ 学科試験

等級および検定職種に応じ次の期日に実施する。ただし、1の表において選択科目を掲げるものについては、当該選択科目に係る学科試験に限る。

(ア) 令和6年1月21日(日)

a 1級および2級

機械検査、シーケンス制御、配管、型枠施工およびガラス施工

b 3級

シーケンス制御および配管

(イ) 令和6年1月28日(日)

a 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形およびパン製造

b 1級および2級

さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工、カーテンウォール施工および機械・プラント製図

c 3級

機械・プラント製図

d 単一等級
バルコニー施工

(ウ) 令和6年2月4日(日)

a 1級および2級

空気圧装置組立て、帆布製品製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装および工業包装

b 3級

機械加工、機械検査、建築大工、かわらぶきおよび鉄筋施工

(3) 実施場所

実技試験および学科試験とも別に開発協会から通知する。

(4) 実技試験問題の公表

実技試験の試験問題は、令和5年11月27日(月)に開発協会において公表する。(ただし、検定職種によっては試験問題の全部または一部を公表しないものがある。)

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合は、当該免除を受けることができる者であることを証する書面

(2) 提出先

福井県職業能力開発協会

所在地 〒910-0003

福井市松本3丁目16-10

福井県職員会館ビル4階

電話 0776-27-6360

(3) 受付期間

令和5年10月2日(月)から同月13日(金)まで(日曜日、土曜日および祝日を除く。)

なお、郵送により提出する場合には、令和5年10月13日(金)までの消印があるもの限り受け付ける。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料および学科試験の手数料の合計額(実技試験または学科試験の免除を受けようとする場合にあつては、当該免除に係る試験の手数料を除いた額)に相当する現金を申請書に添えて納付すること。

なお、いったん納付された手数料は、返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定に合格した受検者の受検番号を令和6年3月8日(金)に福井県庁1階に掲示するほか、書面により通知する。

(2) 実技試験または学科試験の合格通知

実技試験または学科試験のいずれかのみ合格した者については、開発協会が書面により通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

技能検定の合格者には、合格証書および技能士章を交付する。

7 その他

技能検定についての問合せは、福井県職業能力開発協会(電話0776-27-6360)または福井県産業労働部労働政策課(電話0776-20-0388)に申し行うこと。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

クスリのアオキ高柳店

福井県福井市高柳3丁目2201番 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年4月10日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,528㎡

6 駐車場の収容台数 52台

- 7 駐輪場の収容台数 15台
- 8 荷さばき施設の面積 61㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 7.4㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 翌午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出のあった日
令和5年8月9日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号
福井市商工労働部商工振興課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

坂井北部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年7月29日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所
理事 齊藤 恵治 坂井市三国町池上26-10
〃 辻 富美雄 〃 三国町加戸56-13
〃 平野長右エ門 〃 三国町嵩36-8

〃 増田 郁雄 〃 三国町平山56-2
監事 西尾 勝治 〃 三国町浜地32-25
理事 辻村 文雄 あわら市井江葎19-32
〃 寺下 堅司 〃 二面14-82
〃 北浦 博憲 〃 北鷲28-13-1
〃 加藤 利夫 〃 北鷲128-15-2
〃 朝倉 邦男 〃 城6-5
監事 谷川 光雄 〃 波松28-81
理事 渡邊 正春 〃 菅野26-11
〃 朝倉 忠司 〃 清玉13-4
〃 伊藤 和弘 〃 指中16-16
〃 長谷川利三 〃 青ノ木16-19
〃 平田 哲吾 〃 山室5-13
監事 佐藤 清美 〃 柿原42-23

坂井北部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年7月30日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年9月5日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名 住 所
理事 齊藤 恵治 坂井市三国町池上26-10
〃 辻 富美雄 〃 三国町加戸56-13
〃 岡崎 長 〃 三国町寛善14-13
〃 増田 郁雄 〃 三国町平山56-2
監事 吉本 和博 〃 三国町樫23-5-1
理事 辻村 文雄 あわら市井江葎19-32
〃 寺下 堅司 〃 二面14-82
〃 北浦 博憲 〃 北鷲28-13-1
〃 加藤 利夫 〃 北鷲128-15-2
〃 寺崎 清規 〃 波松23-10
監事 上野 広和 〃 番堂野27-62
理事 渡邊 正春 〃 菅野26-11
〃 出口 茂利 〃 山十楽8-19-1
〃 佐藤 清美 〃 柿原42-23
〃 砂谷 秀信 〃 宮谷39-2
〃 永岡 潤一 〃 高塚7-23

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

- 1 落札に係る特定役務の名称
福井県知事 杉本 達治
- 2 落札に係る特定役務の名称
X線マイクロアナライザーの賃貸借
契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
- 3 福井県福井市大手3丁目17番1号
落札者を決定した日
令和5年7月26日
- 4 落札者の名称および住所
N X・T Cリーヌ&フレイナンス株式会社福井営業所
福井県福井市大願寺2丁目9番1号
- 5 落札金額
50,533,560円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年6月13日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

- 1 落札に係る特定役務の名称
福井県知事 杉本 達治
- 2 指掌紋自動識別システム機器の賃貸借
契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県警察本部警務部会計課
- 3 福井県福井市大手3丁目17番1号
落札者を決定した日
令和5年7月26日
- 4 落札者の名称および住所

株式会社 J E C C
東京都千代田区丸の内3丁目4-1

- 5 落札金額
344,036,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年6月13日

教育委員会規則

福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年九月五日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第八号

福井県奨学育英基金管理規則の一部を改正する規則

福井県奨学育英基金管理規則(昭和四十五年福井県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学生の推薦)</p> <p>第五条 前条第一項の規定により、学校の長が出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、条例第三条に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第一項の願書に奨学生推薦調書(様式第五号の二または様式第五号の三)を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(奨学生の推薦)</p> <p>第五条 前条第一項の規定により、学校の長が出願者を推薦しようとするときは、実情を調査し、条例第三条に規定する要件を備えているかどうかを審査の上、前条第一項の願書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

(表)

(予約採用用)

福 井 県 奨 学 生 願 書															
貸付申込区分		修学奨学金													
福井県教育委員会 様															
下記の記載事項に相違ありません。福井県奨学金を申し込みます。なお、万一記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことが判明したときは、貸付契約を破棄されても異議は唱えません。															
学校名				中学校				(年 組)							
				年 月				※ 卒業・卒業予定							
フリガナ		※		住 所											
本人氏名		男・女		TEL - -											
生年月日		年 月 日生		※ 自宅外月額を 希望する ・ 希望しない											
連帯保証人				住 所											
(保護者等) (続柄：本人の)				TEL - -											
出願者は太線内を記入してください。 ※の箇所は該当するものを○で囲んでください。	同 一 生 計 の 家 族	続柄		氏 名		年齢	所得の種類		収入・売上金額 (税込) 万円		所 得 金 額 (税込) 万円				
		ア							①						
		イ							②						
		ウ							③						
		エ							④						
		オ							⑤						
	カ							⑥							
主に家計を支えている者、ひとりに○ 同一人で2種類以上の所得がある場合には、2段等に記入															
所得から差し引かれる金額	ア		本人の就学者控除						⑪						
	イ		母子・父子世帯						⑫						
	ウ		障害のある人がいる世帯						⑬						
	エ		主たる家計支持者が別居している世帯						⑭						
オ		長期に療養を必要とする人のいる世帯						⑮							
カ		火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯						⑯							
								[⑦～⑯の計] 控除額合計		⑰					
								[⑥～⑰] 認定所得金額		⑱					
世帯人員				人				収入基準額				⑲			

(裏)

進学志望校	※ 国公・私立	学校名	学部学科・科名
以前、福井県奨学生であった場合は、その学校名・奨学生番号を記入		学校名 学校	奨学生番号
家庭事情	奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入		

(注)1 学校種類別の欄については、次表より該当する記号を○で囲んでください。

在学する学校種別	記号
小学校または特別支援学校の小学部	小
中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部	中
高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部	高
高等専門学校	高専
大学(短期大学および大学院を含む。)	大学
専修学校の高等課程	専高
専修学校の専門課程	専専

2 通学別の欄については、学校種類別の欄の「小」または「中」以外のものを○で囲んだ者について該当するものを○で囲んでください。

学校担当者氏名

この申込書に記入されている個人情報については、福井県の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
なお、不採用または採用取消になった場合、願書は返却しません。

様式第2号(第4条関係)

(表)

(在学採用用)

様式第二号を次のように改める。

福 井 県 奨 学 生 願 書														
※貸付申込区分		修学奨学金				通学奨学金								
福井県教育委員会 様 下記の記載事項に相違ありません。福井県奨学金を申し込みます。なお、万一記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入をしたことが判明したときは、貸付契約を破棄されても異議は唱えません。														
学校名		高等学校 高等専門学校				科(年 組) (年4月第1学年入学)								
フリガナ		※ 男・女		住 所		TEL - -								
本人氏名						※ 自宅外月額を 希望する ・ 希望しない								
生年月日		年 月 日生		住 所		TEL - -								
連帯保証人 (保護者等)				(続柄 : 本人の)		TEL - -								
同 一 生 計 の 家 族	ア 就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込) 万円			所 得 金 額 (税込) 万円					
									①					
										②				
										③				
										④				
										⑤				
		↑ { 主に家計を支えている者、ひとりに○ 同一人で2種類以上の所得がある場合には、2段等に記入							⑥					
イ 就学者(本人除く)	続柄	氏 名	※設置者	※就学者控除	※通学別	控除額			万円					
			国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑦								
			国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑧								
			国公・私立	小・中・高・高専・専高・専専・大学	自宅・自宅外	⑨								
所得から差し引かれる金額	ア 本人の就学者控除								⑪					
	イ 母子・父子世帯								⑫					
	ウ 障害のある人がいる世帯								⑬					
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯								⑭					
	オ 長期に療養を必要とする人のいる世帯								⑮					
	カ 火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯								⑯					
						[(7)~(16)の計] 控除額合計			⑰					
学校認定欄									[(6)-(17) 認定所得金額			⑱		
	世帯人員				人				収入基準額			⑲		

出願者は太線内を記入してください。

※の箇所は該当するものを○で囲んでください。

(裏)

通学等の状況(通学奨学金の貸付けを申し込む場合)		(注)1 学校種類別の欄については、次表より該当する記号を○で囲んでください。																
1	定期券の額 月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">在学する学校種別</th> <th style="width: 20%;">記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校または特別支援学校の小学部</td> <td>小</td> </tr> <tr> <td>中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部</td> <td>中</td> </tr> <tr> <td>高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部</td> <td>高</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>高専</td> </tr> <tr> <td>大学(短期大学および大学院を含む。)</td> <td>大学</td> </tr> <tr> <td>専修学校の高等課程</td> <td>専高</td> </tr> <tr> <td>専修学校の専門課程</td> <td>専専</td> </tr> </tbody> </table>	在学する学校種別	記号	小学校または特別支援学校の小学部	小	中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部	中	高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部	高	高等専門学校	高専	大学(短期大学および大学院を含む。)	大学	専修学校の高等課程	専高	専修学校の専門課程	専専
在学する学校種別	記号																	
小学校または特別支援学校の小学部	小																	
中学校、中等教育学校の前期課程または特別支援学校の中学部	中																	
高等学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部	高																	
高等専門学校	高専																	
大学(短期大学および大学院を含む。)	大学																	
専修学校の高等課程	専高																	
専修学校の専門課程	専専																	
2	利用交通機関名	(注)2 通学別の欄については、学校種類別の欄の「小」または「中」以外のものを○で囲んだ者について該当するものを○で囲んでください。																
3	乗車駅(停留所)名																	
4	下車駅(停留所)名																	
以前、福井県奨学生であった場合は、その学校名・奨学生番号を記入		学校名 学校 奨学生番号																
家庭事情	奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを記入																	

学校担当者氏名

この申込書に記入されている個人情報については、福井県の奨学金業務のためにのみ利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
なお、不採用または採用取消になった場合、願書は返却しません。

様式第5号の2(第5条関係)

様式第五号の次に次の二様式を加える。

奨 学 生 推 薦 調 書			
学校名		中学校 (年 組)	
フリガナ 本人氏名			
学習成績(5段階)の評定平均値	.	(注)学習成績の評定について文書による記述が可能な場合には、それに従って記述してください。	
所 見	特記すべきことを記入	所見記入者氏名	
<p>この生徒は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福井県教育委員会 様 学 校 名</p> <p style="text-align: right;">学校長氏名</p>			

様式第5号の3(第5条関係)

奨 学 生 推 薦 調 書			
学校名		高等学校 高等専門学校	科(年 組)
フリガナ 本人氏名			
学習成績(5段階)の評定平均値	.	(注)学習成績の評定について文書による記述が可能な場合には、それによって記述してください。	
所 見	特記すべきことを記入	所見記入者氏名	
この生徒は、福井県奨学生として推薦基準に合致していると認め、推薦します。			
年 月 日			
福井県教育委員会 様		学校名	学校長氏名

様式第九号中 「学校長名」
 「学校長名」
 「学校担当者氏名」
 「に定める。」

「上記のとおり転学を許可しました。」
 年 月 日
 学校長名
 「上記のとおり転学を許可しました。」
 年 月 日
 学校長名

様式第十号中

上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を貸し付けてください。
 年 月 日
 学校長名

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を貸し付けてください。
 年 月 日
 学校長名
 学校担当者氏名

「上記のとおり転学を許可しました。」
 年 月 日

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

「上記のとおり転学を許可しました。」
 年 月 日

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

様式第十号の二中

上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を給付してください。
 年 月 日
 学校長名

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

上記のとおり転入学を許可しましたので、引き続き奨学金を給付してください。
 年 月 日
 学校長名

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

様式第十一号および様式第十一号の二中

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

「学校長名」
 「学校担当者氏名」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)

2 改正前の福井県奨学育英基金管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和5年7月19日	西行茂後援会	野坂 鐵郎	田口 春彦	福井市中央1-6-26
令和5年7月19日	ふくいの大交流時代を拓く会	西行 茂	田口 春彦	福井市中央1-6-26

福井県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和4年12月31日	畑中章男後援会	畑中 章男	代表者	畑中 章男	松田 孝
令和5年5月27日	鯖江市医師連盟	木水 潔	会計責任者	谷川 一志	藤田 隆
令和5年6月8日	福井県建設業協会 政治連盟	山本 厚	代表者	山本 厚	坂川 進
			会計責任者	大川 淳一郎	成瀬 公夫

令和5年 6月24日	参政党福井県支部 連合会	藤本 一希	主たる事務 所の所在地	福井市田原2-33- 2	福井市二の宮4-2 3-14
令和5年 6月24日	自由民主党南条支 部	熊谷 良彦	代表者	熊谷 良彦	井上 利治
			会計責任者	小松 亜佳子	熊谷 良彦
令和5年 6月27日	自由民主党福井県 遺族会支部	宮内 欣也	代表者	宮内 欣也	和田 昭十四
令和5年 6月27日	日本遺族政治連盟 福井県支部	宮内 欣也	代表者	宮内 欣也	和田 昭十四
令和5年 6月30日	自由民主党今庄支 部	喜村 喜代治	主たる事務 所の所在地	南条郡南越前町久喜1 1-7	南条郡南越前町合波 22-27
			代表者	喜村 喜代治	秋田 重敏
			会計責任者	赤澤 健一	喜村 喜代治
令和5年 7月6日	参政党福井県第1 支部	岩佐 恵	主たる事務 所の所在地	福井市田原2-33- 2	福井市二の宮4-2 3-14
			代表者	岩佐 恵	藤井 優樹
			会計責任者	小林 航一郎	竹内 康人
令和5年 7月9日	参政党福井県第2 支部	中村 裕太	主たる事務 所の所在地	福井市田原2-33- 2	福井市二の宮4-2 3-14
令和5年 7月17日	公明党丹南総支部	桶谷 耕一	主たる事務 所の所在地	越前市国府2-3-1 5	鯖江市西大井町31 -10-8
			代表者	桶谷 耕一	奥村 義則
令和5年 7月25日	自由民主党福井県 港運支部	田中 宏文	代表者	田中 宏文	藤田 紀雄
			会計責任者	井上 豊	田中 宏文

福井県選挙管理委員会告示第1000号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年2月20日	畑中章男後援会	畑中 章男
令和5年7月18日	はやしけいこ後援会	和田 博克

福井県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

指 定 年月日	資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	届出をした者に係る公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
令和5年7月12日	西行 茂	福井市長	ふくいの大交流時代を拓く会	福井市中央1-6-26

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第101号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年9月5日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1 講習に係る警備業務の区分、講習の種類、実施期間および定員

講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
法第2条第1項第3号に規定する警備業務	新規取得講習	令和5年10月10日（火）から 令和5年10月17日（火）まで	20名
	追加取得講習	令和5年10月13日（金）から 令和5年10月17日（火）まで	
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	新規取得講習	令和5年10月10日（火）から 令和5年10月16日（月）まで	20名
	追加取得講習	令和5年10月13日（金）から 令和5年10月16日（月）まで	

日曜日および土曜日を除く。

2 実施場所

福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル

一般社団法人福井県警備業協会

3 受講対象者

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 3号警備業務

ア 新規取得講習

(イ) 最近5年間に3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(ロ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ハ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

(ニ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(ホ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事している者

イ 追加取得講習

受講申込みを行う日において、3号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という

。)の交付を受けている者であって、アの各号のいずれかに該当する者

(2) 4号警備業務

ア 新規取得講習

最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 追加取得講習

4号警備業務の区分以外の資格者証等の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

4 受講申込みの手続

(1) 受付期間

令和5年9月11日(月)から同年9月20日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日、土曜日および祝日を除く。定員になり次第受付を終了する。)

(2) 受付場所

福井県内の警察署

なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。

(3) 提出書類

ア 共通

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。)

1 通

(イ) 追加取得講習の受講を希望する者にあつては、資格者証等の写し 1 通

イ 3号警備業務

(ア) 3(1)ア(ア)に該当する者

a 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 3(1)ア(イ)に該当する者

当該警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 3(1)ア(ウ)に該当する者

a 当該警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 3(1)ア(エ)に該当する者

当該警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1 通

(オ) 3(1)ア(オ)に該当する者

a 当該警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 4号警備業務

(ア) 警備業務従事証明書 1 通

(イ) 履歴書 1 通

(4) 手数料

ア 3号警備業務

(ア) 新規取得講習

38,000円

(イ) 追加取得講習

14,000円

イ 4号警備業務

(ア) 新規取得講習

34,000円

(イ) 追加取得講習

10,000円

に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全課(係)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了考査

講習終了後、福井県公安委員会が修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。